

高知大学希望創発センター企画運営室規則

平成 30 年 3 月 22 日
規 則 第 75 号

最終改正 令和 4 年 2 月 9 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学希望創発センター（以下「センター」という。）規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、高知大学希望創発センター企画運営室（以下「企画運営室」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 企画運営室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター規則第 5 条第 2 号に定める特任教員のうちセンター長が必要と認めた者
- (4) その他センター長が必要と認めた者

(業務)

第 3 条 企画運営室は、次の業務を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画に関すること。
- (3) 希望創発教育研究システムの設計及び運営に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 財務に関すること。
- (6) 規則の制定・改廃に関すること。
- (7) その他センターの業務に関する必要なこと。

(企画運営室会議)

第 4 条 企画運営室に、前条の業務を行うため、企画運営室会議を置く。

- 2 企画運営室会議は、第 2 条に掲げる者をもって組織する。
- 3 企画運営室会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。
- 5 議長が必要と認めたときは、企画運営室会議に第 2 項に規定する者以外の者を出席さ

せることができる。

6 企画運営室会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

7 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務)

第5条 企画運営室の事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、企画運営室の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日規則第50号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。